

平成 30 年 度

鳴門市国民健康保険運営協議会議案書

(追加資料)

【その他の報告】

- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正について
- (3) 保険料軽減特例の見直しについて

【その他の報告】

(2) 国民健康保険法施行令の一部改正について

「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部を改正することとされました。

① 国民健康保険料の基礎賦課額(医療分)に係る賦課限度額の引き上げ

(平成31年4月1日から施行)

国民健康保険の保険料の基礎賦課額(医療分)に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることとしたこと。

○賦課限度額(医療分)の引き上げ

[現行] 賦課限度額 93万円
(医療分 58万円、後期支援金分 19万円、介護分 16万円)
[改正後] 賦課限度額 96万円
(医療分 **61万円**、後期支援金分 19万円、介護分 16万円)

なお、後期支援分・介護分については現行のままとなります。

② 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する

所得基準額の引き上げ(平成31年4月1日から施行)

低所得者に対する軽減措置として、応益分保険料(均等割、平等割)を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げることとしたこと。

○所得判定基準の引き上げ

5割軽減 [現行] $33万円 + 27.5万円 \times \text{被保険者数}$
[改正後] $33万円 + 28万円 \times \text{被保険者数}$

2割軽減 [現行] $33万円 + 50万円 \times \text{被保険者数}$
[改正後] $33万円 + 51万円 \times \text{被保険者数}$

【その他の報告】

(3) 保険料軽減特例の見直しについて

被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった方(以下「旧被扶養者」という。)に係る保険料については、新たに保険料を負担することとなることに対する激変緩和措置として、条例により資格取得日の属する月から当分の間減免を実施しておりましたが、後期高齢者医療制度の応益割に係る保険料の軽減措置について、制度の持続性を高める観点から軽減特例を見直し、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことを踏まえ、国民健康保険においても同様の見直しを行うこととされました。

① 国民健康保険料の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直し

(平成 31 年 4 月 1 日から施行)

旧被扶養者に対する激変緩和措置として、応益割(均等割、平等割)に係る旧被扶養者減免の減免期間について、「当分の間」から「資格取得日の属する月以後2年を経過する月まで」に見直しとしたこと。

○ 応益割(均等割、平等割)に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直し

[現行] 当分の間

[改正後] 資格取得日の属する月以後2年を経過する月まで

応能割保険料(所得割・資産割)については、引き続き当分の間減免となります。
今回の見直しについては、すでに旧被扶養者の減免を受けている方も適用となります。

※減免率については、応能割保険料全額と均等割額の2分の1。旧被扶養者のみで構成される世帯は平等割額の2分の1。